

新	旧
<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）約款</p> <p>（第 1 条～第 40 条 省略）</p> <p>第 41 条（本約款の変更）</p> <p>1 本約款は、法令の変更、<u>監督官庁の指示その他当社の業務上の必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改訂</u>されることがあります。<u>改訂を行う旨及び改訂後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u>お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2 <u>第 1 項に定める本約款の改訂が行われ、効力が発生した</u>日よりも後に行われた本取引にかかわる指図は、お客様が本約款の変更同意した上でなされたものとみなすこととし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。</p>	<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）約款</p> <p>（第 1 条～第 40 条 省略）</p> <p>第 41 条（本約款の変更）</p> <p>1 本約款は、法令の変更<u>または</u>監督官庁の指示、<u>その他必要が生じたときに変更</u>されることがあります。<u>本約款内容の変更が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものでない場合又は軽微である場合、当社の判断で本約款の内容を変更することができるものとします。</u>この場合、<u>当社は、当該変更内容についてお客様に遅滞なく通知することとし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。</u></p> <p>2 <u>当社は、本約款内容の変更が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものでない場合又は軽微である場合を除き、お客様にその変更事項を事前に通知するものとします。</u>この場合、<u>お客様が本約款の変更日までに当社に対する異議の申し出を書面又は電子メールにより行わないときは、その変更同意したものとします。</u></p> <p>3 <u>前 1 項及び 2 項における通知方法は、当社のホームページ上で通知するなど、当社の定める方法により通知するものとします。</u></p> <p>4 <u>前 1 項に定める通知がお客様に到達した日よりも後に行われた本取引にかかわる指図は、お客様が本約款の変更同意した上でなされたものとみなすこととし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。</u></p>

3 お客様が本約款の変更不同意の場合には、当社は何らの通知、催告をすることなく、直ちに本約款第 32 条第 1 項(3)に基づき契約を解約することができるものとします。また、お客様がポジションを有する場合には、当社は、本約款の変更に対する異議の申し出を書面又は電子メールで当社が受領した日の翌営業日の正午に提示する外国為替レートを以ってお客様のポジションを強制決済することができることとし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。

(以下、省略)

平成 30 年 11 月 3 日 改訂

5 お客様が本約款の変更不同意の場合には、当社は何らの通知、催告をすることなく、直ちに本約款第 32 条第 1 項(3)に基づき契約を解約することができるものとします。また、お客様がポジションを有する場合には、当社は、本約款の変更に対する異議の申し出を書面又は電子メールで当社が受領した日の翌営業日の正午に提示する外国為替レートを以ってお客様のポジションを強制決済することができることとし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。

(以下、省略)